

HRM-ES 2008-08

Win-Win 関係構築 ES コンサルティング
WISDOM and CREATION
<http://www.t-hrm.com>

発行：T-HRM 田中事務所
〒468-0043 名古屋市天白区菅田 2-1403
特定社会保険労務士/ES トレーナー/行政書士
田中 智 Satoshi Tanaka
TEL：052-806-2700 FAX：052-806-2723
E-mail：info@t-hrm.com
T-HRM 通信 8 月号 8 月 1 日発行

暑中お見舞い申し上げます。皆様方におかれましてはお体ご自愛下さいますようお願い申し上げます。

<6 日 広島平和記念日, 7 日 立秋, 9 日 長崎原爆の日, 23 日 処暑>



木曽駒高原カントリーから御岳を望む

8 月カレンダー:青字が当事務所の夏季休業日

					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24/31	25	26	27	28	29	30

緊急時は携帯電話又は留守番電話にお願いいたします。折り返しの対応をさせていただきますので、よろしく願い致します。

1. August ご案内・改正情報

<雇用保険の基本手当の日額の改正>

	現行	H20.8~
最高額 (1) 60 歳以上 65 歳未満	6,777 円	→6,741 円
(2) 45 歳以上 60 歳未満	7,775 円	→7,730 円
(3) 30 歳以上 45 歳未満	7,070 円	→7,030 円
(4) 30 歳未満	6,365 円	→6,330 円
最低額	1,656 円	→1,648 円

<高年齢雇用継続給付の算定に係る支給限度額の変更>

H20.8~

339,235 円 → 337,343 円

(登録賃金の限度額は 451,800 円→449,400 円)



強羅駅

箱根登山鉄道
スイッチバック

2. 名言名句

「気分には負けるな！意志で勝て！」

現在放送中の NHK の朝の連続ドラマ「瞳」の 7/24 (木) 放送の中から。主人公の瞳が、ダンスチーム解散の危機で落ち込んでいるときに、同居の里子の中学 3 年の明が、「学校の先生が言ってたよ」と励ました言葉。う〜ん、そのとおり！いい言葉です。

3. 法律ワンポイント

6 月号でも取り上げました管理監督者(労働基準法第 41 条第 2 号)対策は！

「名ばかり管理職の対応策」などと昨今、書籍やセミナーが多くなっているように思います。それは各企業が自主的に決めた管理監督者の範囲が、客観的に決まる範囲を超えてしまっている場合が現実的に非常に多いことをうかがわせます。日本マクドナルド事件では、同社の店長は労働基準法(以下、「労基法」)41 条 2 号前段の管理監督者には当たらず、よって時間外労働や休日労働に対する割増賃金が支払われるべきであるとして、7,552,478 円(時間外および休日割増賃金 5,034,985 円、付加金 2,517,493 円)の支払いを命ずる判決が言い渡されました(東京地判平 20.1.28 判タ 1262-221)。6 月号でも書きましたが、「経営者と一体的な立場にある者であって、労働時間、休憩及び休日に関する規制の枠を超えて活動することが要請されざるを得ない、重要な職務と責任を有し、現実の勤務態様も、労働時間等の規制になじまないような立場にある者に限定されなければならないもの」とされています。

★ 仮に管理監督者として否定された場合には？

- ①法定労働時間（1週40時間、1日8時間）を超えれば、割増賃金を支払わなければならない。かつ
- ②管理監督者としての役職手当を支払っていても、その役職手当は割増賃金の算定基礎に算入しなければならず（労基則21条の割増賃金の算定基礎賃金から除外できる賃金が限定列挙であり、役職手当は入っていないため）算出された割増賃金から控除することができない可能性が高い。
- ③付加金の支払いを命じられる可能性がある（労基法114条）

<☆対策として>

現状管理監督者として扱っていても、定額残業代として手当を支給する。（残業何時間相当か計算）万が一管理監督者でないと扱われても、支払済みの時間数を超えた法定残業に対してだけ、所定労働時間分の賃金を割増賃金の算定基礎として計算して支払うことで精算が可能となります。いろいろと対策は考えられますが、「本来的に管理監督者であるのか」が今、見直しを迫られているところなのだと思います。労働者に十分な説明と同意をもって改革してゆきたいところです。詳しくはおたずねください。

4. データ・情報

①抜本的な組織改革を行っている社会保険庁。2008年10月には政府管掌健康保険の運営を「**全国健康保険協会**」という新しい公法人に分離し、2010年1月には社会保険庁を廃止して「**日本年金機構**」という新しい公法人が設立予定。政府の「年金業務・組織再生会議」がまとめる、社会保険庁組織改革の最終報告書案では、業務の外部委託や情報技術(IT)の活用で、大幅な人員削減が可能と判断。日本年金機構の発足時の正規職員数を約10,900人とし、現行比17%減とすることが決定している。一方で、民間からの採用を拡大し、機構発足時に外部から1,000人を採用するため、社会保険庁から正規職員として移行するのは約9,900人とどまる見込み。

②総務省の「**年金記録確認第三者委員会**」では、同委員会発足後の1年間の申立てが6万490件あったと発表。このうち審査が終了したものは1万5,594件(全体の25.8%)で、そのうち**記録訂正が認められたものは6,847件**。また、企業が従業員の厚生年金保険料を着服していたと思われるケースが、2007年度中に202件あったと認定。従業員の給与から保険料を天引きしておきながら納付していなかったようであり、このような事例はまだ他にもあるとみられている。



③6月の**完全失業率は4.1%**で前月と比べ0.1ポイント上昇。完全失業者数は265人。有効求人倍率は0.91倍と前月を0.01ポイント下回った。正社員は0.53倍で前年同月比0.04ポイントの低下。6月の新規求人は前年同月と比べて17.9%減となった。産業別では、前月に引き続き、「サービス業」「建設業」「製造業」などで減少した。

④厚生労働省は、労働基準監督署が賃金不払い等を把握した場合、その**原因が「下請けたたき」**であるときには、公正取引委員会や経済産業省に通報する制度をつくることを決めた。中小企業の労働者保護のためには下請け問題の対策が必要と判断したため、同省は近く全国の労働局に通達を出し運用を開始する方針。

⑤派遣添乗員の女性が不払い残業代約20万円の支払いを求めていた**労働審判**で、東京地裁は女性の主張を大筋で認め、会社(阪急トラベルサポート)側に約14万円の支払いを命じる審判を下した。女性は「**みなし労働時間制**」の適用を**不当**とし、法定労働時間を超えて働いた分の残業代を支払うよう申し立てていた。東京地裁(7月19日)



<t-hrm> TANAKA HUMAN RESOURCES MANAGEMENT

この暑い夏に北京オリンピックが始まります。4年に一度のスポーツの祭典を楽しみにしている方も多いのではないかと思います。しかし、中国の環境事情は厳しいものがあるようで、五輪時に青空を保つため北京市が7月20日から2か月間、大気汚染源となる建設工事をすべて停止したとのこと。そのため建設現場で働く「農民工」と呼ばれる出稼ぎ労働者の一時帰省が本格化していると、共同通信が伝えています。無事に最後まで開催されることを願います。また、五輪種目としての野球は   最後の大会になるようですので、是非とも頑張ってください。

今夏の高校野球は歴史を刻み第90回の記念大会となり、愛知県は2校代表となり楽しみです。私は丁度30年前の60回大会、高校野球児として甲子園をめざしておりました。暑い夏の日差しの下、耐えた猛練習。残念ながら甲子園出場の夢は果たせませんでした。懐かしい一方、30年の時が流れても「ついこの前の事」のようにも感じます。そして「あの瞬間に戻れたらなあ〜」と思うことがあります。こんな風に振り返るのもたまには良いでしょうが、色々と大変な時代に入っていますので、前もっかりと見てゆきたいです。